



平成31年2月26日

鳥取県知事 平井 伸治 様

一般財団法人鳥取県水泳連盟・

公益財団法人鳥取県体育協会共同企業体

代表者 一般財団法人鳥取県水泳連盟

会 長 川 口 武



平成31年度事業計画書について（提出）

このことについて、鳥取県営東山水泳場の管理運営に関する協定書第19条の規定

に基づき別紙のとおり提出します。

平成 3 1 年度

鳥取県営東山水泳場

—指定管理業務に係る事業計画書・収支予算書—

平成 3 1 年 2 月 2 6 日

一般財団法人鳥取県水泳連盟・公益財団法人鳥取県体育協会共同企業体

代表者 一般財団法人鳥取県水泳連盟

会長 川口 武

1 施設管理業務に対する基本方針

鳥取県の貴重な資産である本水泳場の施設価値を高め、そして県民が広く利用する公の施設としての性格を十分認識し、利用者にとって快適な施設の環境づくりやスポーツ振興、県民の健康増進及び東山水泳場の利用の促進を目指して、子ども・高齢者・身体的に障がいのある方をはじめすべての県民の皆様に「安心」「安全」「信頼」を提供し安心して利用していただくため、管理運営についての基本方針や抱負をまとめると以下のようになる。

(1) 管理運営の基本方針策定にあたって

管理者としての役割を十分理解するとともに、鳥取県を取り巻く現況やスポーツ等関連行政施策の動向を踏まえ、本水泳場における管理の課題を明確にしたうえで、管理業務を効果的かつ効率的に行うための基本方針を策定する。

ア) 私たちに課せられた使命の実現に向けて

行政施策の代行を担う管理者として、鳥取県や国の行政施策の円滑な執行に資するために、課せられた使命と責務を果たせるような事業計画を策定する。

① 国のスポーツ施策等の転換期を見据えて

国民のスポーツ意識の高まりを背景に、平成 22 年の「スポーツ立国戦略」の策定や新たな『スポーツ基本法』の施行などスポーツ行政の一大転換期を迎えて、スポーツ施設のあり方も大きく変化している。

指定管理期間においては、新たなスポーツ施策の動向や将来展望に対する的確かつ柔軟な対応策を講じるため中長期的な事業計画を策定する。

- ・県民のスポーツ権への対応
- ・地域スポーツクラブ等の育成支援策の強化
- ・障がい者等も一体となったスポーツ振興
- ・プロスポーツを巻き込んだ多角的なスポーツ活動

② 鳥取県の行政施策動向を踏まえて

指定管理者としての責務として鳥取県の行政政策について熟知するとともに、その計画等の円滑な推進に向けて全力を挙げて連携・協力に努める。

◎関連法令等に即した適正な施設運営

『地方自治法』『公共サービス基本法』や『体育施設条例』等の当水泳場の管理運営上で準拠しなければならない関連法令を遵守する。

☐ 遵守しなければならない法令等

労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働組合法、男女雇用機会均等法、労働災害補償保険法、雇用保険法、康保険法、厚生年金保険法、電気事業法、消防法、浄化槽法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、鳥取県産業振興条例、鳥取県公有財産事務取扱規則、鳥取県個人情報保護条例、鳥取県情報公開条例、鳥取県行政手続条例、鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例

イ) 的確な現状認識と指定管理期間を見据えた社会変化への対応

公共スポーツ施設の持続可能な管理運営を行うために、施設を取り巻く環境を正確に認識するとともに、以下のような社会環境の変化を迅速に把握し対応をする。

①施設運営を取り巻く現状やリスクにマクロ的に対応

◎世界経済の不安定化と物価高騰による利用面・コスト面のリスク対応

資源高（原油高騰等）による物価高騰が施設利用の減退や運営コストアップに影響を及ぼすことに十分に留意して管理運営を行なう。

◎安全意識の高揚や防災対策

東日本大震災や熊本地震による国民の安全意識の高まりを受けて、安全や危機管理対策の抜本的な見直しを図るとともに、防災機能の強化など安全安心な施設環境作りに取り組む。

◎ストップ地球温暖化！と節電への取り組み

地球温暖化防止に向けて『地球温暖化対策実行計画』を遵守するとともに、「節電対策基本方針」に基づき電力の省エネ対策を進める。

②平成33年を想定した社会環境変化への適応

今後の社会環境変化を想定した先見性の高い計画立案と執行を実施する。

◎人口構造の変化とライフスタイルの変化

鳥取県の人口は、平成31年1月1日現在559,701人世帯数は、219,457世帯である。平成32年には高齢者人口は約14万人へと増加し、高齢化率は26%に伸びると見込まれ、平成32年には4人に1人が高齢者の時代が到来する。

このため、『高齢者保健計画』では、介護予防や健康増進事業を積極的に展開するなど、高齢者が生きがいを持って自己実現を図ることができる環境づくりを推進する。

◎県民ニーズの多様化と健康・スポーツ意識の向上

県民の皆様のライフスタイルも多様化してくるものと思われるが、予想されるスポーツへの関心や健康志向の高まりに応えられるよう、個々人の体力に応じたスポーツメニューの提案など行う。

社会的な健康・スポーツ動向や県民アンケート調査等による県民のニーズの把握に努め、新たな成人プログラム、気軽に参加できるスポーツイベントなど多様な健康・スポ

ーツ事業を実施する。

◎サービスの向上期待と財政再建機運の高まり

管理者制度の導入目的である公共性を担保し、利用者サービスの向上と経費の縮減を両立させるべく、利用者第一の理念の基に、『都市経営ビジョン・アクションプラン』を参照しながら、ハード・ソフト両面からの運営改善策を行う。

③施設に関する管理運営上の主な課題と対応策

◎耐震性や経年劣化に対応した施設・設備の安全対策

本水泳場は、昭和58年に完成し平成24年にリニューアルされた施設であるが、地震等大規模災害への備えが必要である。日常、定期点検を怠らず、鳥取県の大切な財産である建物や設備の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減に努める。

◎大規模災害発生時の避難所等としての機能維持

『地域防災計画』によれば、本水泳場は避難所等には指定されていないが、危機発生直後においても、これらの施設を利用できるよう業務を継続する必要がある。

地震、台風など大規模災害や緊急処理事態など、本県に甚大な被害と県民生活に深刻な影響を与える危機事象が発生した際に備え、避難場所としての機能維持に努める。

本水泳場の消防計画や防災計画に加え、業務継続計画（BCP）を策定するとともに、必要な訓練や研修を実施し、業務継続を確保する。

（２） 管理運営に対する基本方針

ア） 本水泳場の経営理念（ビジョン）

国の『スポーツ立国戦略』の成果指標であるスポーツ実施率65%以上の実現を目指して、すべての県民が「いつでも・どこでも・だれでも、する・観る・支える」スポーツに親しむきっかけづくりを推進する。

計画のキャッチフレーズと連動して「夢・感動・笑顔があふれるスポーツ施設」という経営理念（ビジョン）を掲げて運営管理にあたる。

イ） 本水泳場の管理運営方針

スポーツ基本法に伴うスポーツ権の尊重、県民のエコや安全意識の高まり等によりスポーツに関する県民の関心と需要に応えるため、鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例に基づく東山水泳場の施設設備の維持管理に関する業務（施設設備の保守管理、修繕、清掃、保安警備等）を次の5つの基本方針のもとで管理運営、遂行する。

①安全・安心で快適な施設空間の創出

☆安全・危機管理体制の強化

防災・防犯体制の強化、危機管理体制の強化、実地訓練の強化、監視体制の充実

☆コンプライアンス体制の強化

公益通報制度・職員管理の適正運用、委託先の監理徹底、研修の強化

☆ユニバーサルデザインの強化

ノーマライゼーション、情報弱者への配慮、人権・男女共同参画の徹底

②利用者視点の高品位なサービス提供

☆利用者サービスの質的・量的な拡充自主事業の拡充、付帯サービス拡大、子育て支援、
機器のリニューアル

☆情報発信機能の強化による利用促進策

広報広聴機能の充実、メディア活用、満足度調査・市場調査の強化

☆ホスピタリティ溢れるマンパワーの育成

ワンストップサービス、マニュアル・マナー研修の充実、弱者サポート対策

③鳥取県の地域資源を活用した施設運営

☆地域や関係団体との連携強化

競技団体・教育機関・スポーツクラブ等との連携、観る・支えるスポーツの推進

☆イベント等の参画による地域との絆の拡充

イベント・まつり参画、共同PR

☆積極的な地域貢献活動の展開

清掃・防犯活動、地域活性化事業、他公共施設との連携、地域の小中学校との連携

④効率的・効果的なマネジメントの推進

☆人財の資質向上と認証等の取得

キャリアアップ研修、資格取得促進、適材適所の配置

☆PDCAサイクルによるムダ・ムラ・ムリのないマネジメント業務改善提案の活用、
苦情への即応体制、コスト管理の徹底、権限委譲

☆モニタリング機能の強化

事業進捗管理体制の強化、行政評価への真摯な対応、第三者評価の実施

⑤エコ型スポーツ施設管理の推進

☆ライフサイクルコストの削減

ファシリティマネジメントに基づくきめ細かいメンテナンスを行う

ウ) 鳥取県の施策と連携した管理運営

☆鳥取県スポーツ振興計画等、鳥取県の施策について積極的に協力する。

☆鳥取県が開催する大会、行事等については、他の利用者と調整を図りながら円滑な開催を行う。

☆災害が発生した場合には、鳥取県や米子市と連携体制をとり迅速な対応を行う。

エ) 東山公園内の全面禁煙

☆平成31年4月より米子市の方針により東山公園敷地内が全面禁煙となることに伴い、当施設も敷地内全面禁煙とする。

(3) 経費節減のための方策

建物・施設の管理面から経費削減の工夫をする。

ア) マルチスタッフ育成により経費圧縮

スタッフ全員がすべての業務が行えるようすることで、業務範囲を独立させすぎず、余剰な作業及び人員の発生を抑制する。

イ) 総合管理（トータルマネジメント）等の視点でのコスト削減について

現在の施設をより長く効果的・継続的に維持していくことを管理運営の基本とし、施設の資産価値の延命とコスト削減の効果を図る。

① 各種数値をデータベース化し、経費削減に役立てる。

現在得られる各種数値をデータベース化し、記録・分析することによって、将来発生しうる施設の諸問題を予測し、適切な対策を講じるよう努める。

② 継続的改善活動によるコスト削減

日常点検・定期点検を実施して、設備における異常・故障を未然に防ぎ、計画的・効率的な維持管理を行う。

ウ) 省エネルギー推進によるコスト削減について

全てのスタッフに対し、「省エネルギー推進教育」を実施し、管理コストの削減を図るとともに、環境にやさしい運営を目指す。

また政府から打ち出された「節電実行基本方針」よる「使用最大電力を▲15%以上抑制」に準拠し、県民の理解を得ながら実行していく。

① 室温調整

夏28度以上、冬は20度以下に設定することで冷やし過ぎ・暖め過ぎに注意する。

② ファンコイルの手入れ

ファンコイルのフィルターは、こまめに清掃する。

③ ブラインドの利用による冷暖房効率のアップ

冷房時や昼間はブラインドを下ろして日差しを防ぎ、夜間はブラインドを上げて室内の熱を逃がす。暖房時や夜間は、ブラインドを下ろして熱の放出を防ぐよう努める。

④ こまめな消灯の実施

照明で消費されるエネルギーは、こまめに消灯し、点灯管理を行う習慣をつけるよう努める。

⑤ エネタイプの照明設備の使用

省エネ型ランプなら、電力使用量が同じ明るさの白熱球の約1/5となる。照明交換時は省エネ型を導入するよう努める。

⑥ 待機電力の削減

OA機器は、使用後スイッチを切る、またはプラグをコンセントから抜いて待機電力を減らすよう努める。

⑦ ゴミの排出量を削減

施設から発生するゴミの分別を徹底し、廃棄物のリサイクル品目を増やし、捨てるゴミの排出量を抑制し、同時に廃棄物処理コスト低減に努める。

また、日頃から3R運動（リサイクル／リユース／リデュース）を推進する。

⑧ その他の提案

維持管理費について、「清掃業務」「消防用設備保守点検」「浄化槽保守点検」「循環ろ過機保守点検」については、仕様書の見直しから契約締結に至るまで、鳥取県体育協会から指導を受け経費の節減に努める。

維持管理費のうち、「競泳用自動審判装置点検」については、導入当初から当連盟が使用しており、定期点検業務をこれまで以上に行うことで経費削減に努める。

皆生市民プールと連携し、薬剤を始めとした共同購入により経費の節減を行う。

2 サービスの向上策と利用促進に向けた取組

（１） 施設の現状に対する課題等について

本水泳場において実施している水泳教室参加者や本水泳場のヘビーユーザーである加盟競技団体等の関係者から綿密なヒヤリング等を実施するとともに、スポーツ施設管理の専門家等からのアドバイスを受けて、以下のような現状認識を行っている。

ハード面の重点項目

○水質・水温の適正管理

○トイレ・シャワー・更衣室の衛生管理

○安全対策

ソフト面の重点項目

○利用者とのコミュニケーション

○快適な空間の提供

（２） 現状の課題を解決するための改善項目

利用者の受付及び案内、付属設備及び備品の貸出、利用指導又は操作及び利用者へのサービスの提供並びに施設の利用促進その他施設の管理運営に必要な業務を確実に遂行する。

ア) 利用者第一主義の誠実なサービス提供

「施設の特性を活かした包括的なサービス提供」の根幹となる利用者サービスを大幅に改善するために、利用者目線のフレンドリーなサービス提供を行う。

①利用者第一主義のサービス原則（9項目）

- ・利用者とのコミュニケーション重視
- ・利用者に対する心のバリアフリーサービス
- ・水泳の普及発展・県民の健康増進の手助け
- ・外国語での案内板

- ・意見箱、感謝の箱の設置
- ・水泳大会のプログラム作り等、事前準備を含めた大会開催の手助け
- ・子ども達の活躍の応援
- ・県内小中学校との連携（校外授業、部活動）

②利用者へのホスピタリティサービス（12項目）

- ・トリアスロンのトレーニング環境整備
- ・皆生ライフセービングクラブと連携しての安全水泳教室の開催
- ・フィンスイミング教室の開催
- ・トップアスリートの招へい
- ・水泳教室の充実
- ・泳法分析会の開催
- ・人に優しいサイン計画
- ・快適な空間の提供
- ・快適で衛生的な更衣室
- ・快適で衛生的なトイレ
- ・指導者講習会の開催
- ・血圧計、体重計の設置

イ）安全・安心で心地よい維持管理

「安心感と信頼感を醸成する管理」を速やかに実行するために、利用者が安全に利用できることで安心感を実感するとともに、再度利用したくなるような心地よさを体感できる維持管理を行う。

①安全最優先で心地よい維持管理（10項目）

- ・運営管理に精通した安定感ある人材の配置
- ・ひと目でわかるスタッフ紹介
- ・適正な設備・器具等の維持管理
- ・最適な水質管理の徹底
- ・最適な水温管理の徹底
- ・大会にふさわしい最高のコンディショニング維持
- ・車椅子の安全な使用
- ・管理者を明確にするための看板
- ・駐車禁止のための三角コーナーの設置
- ・不審者対応のための「こどもかけこみ110番」の登録

②クレリネスや環境美化の徹底（2項目）

- ・適正な敷地内の清掃
- ・樹木等の景観美化の徹底

(3) サービスの向上と利用促進に向けた具体策

利用者とのコミュニケーション重視

私たちは利用される方々とのコミュニケーションが職員全員すでにとれています。今後も積極的にコミュニケーションをとり要望・クレームに迅速に対応していき利用者のニーズにあった管理をしていきます。

快適な空間の提供

定期的に職員が館内を巡回し、ロビー・更衣室等、館内で快適に過ごして頂けるように、きめ細かな清掃・室温等を管理していき日常の施設・設備の点検補修を徹底して行い、快適な空間を提供していきます。

最適な水温管理の徹底

今まで管理してきた経験を生かし、2時間ごとの水温測定や利用者の目線に立って、実際にプールに入ることによって快適であるかを確認します。

最適な水質の管理

利用者の目線で常に確認し、きめ細かくゴミ拾いなど日常の管理を徹底して行います。また、室内プールのろ過機も老朽化していますので、保守点検・日常点検を十分に行っていきます。

快適で衛生的な更衣室

定期的な水の除去・大きめの足拭きマットの設置・シャワー室で身体を拭いていただくためのタオル置き場の設置など、更衣室を快適に使用していただけるように常に更衣室の衛生管理の徹底を行います。

快適で衛生的なトイレ

日常的に清掃を行い、3回以上の点検・迅速な補修を行っていき快適で衛生的なトイレにしていきます。

人に優しいサイン計画

利用される方々の立場に立って、頻繁に利用する場所については大きな表示の案内板でわかりやすくし、初めての方でもどこに何があるのかわかるようにしていきます。

車いすの安全な使用

本水泳場に設置してある車椅子を、安心して利用して頂けるように車椅子の安全点検を定期的に行います。また車椅子の置いてある場所が明確にわかるように玄関から見えるところに設置します。

血圧計・体重計の設置

利用者の健康維持に協力するために、ロビーに血圧計・体重計を設置します。そして水泳の前後に自分の血圧や体重を測定して頂き、健康管理のために役立てて頂きます。

トップアスリートの招へい

23年6月、ソウルオリンピック金メダリストで現スポーツ庁長官の鈴木大地氏を本水泳場で行われている水泳大会に招へいしました。
また28年11月にはリオオリンピックに出場した江原騎士選手と青木智美選手を招へいし模範泳法・サイン会を行いました。これからもオリンピック選手の招へいを行い、講演会やトレーニングセミナーを実施し、子ども達に夢や希望を与える機会を提供します。

指導者講習会の開催

本水泳場が水泳の普及・発展を目指した「水泳の学校」となるべく、「指導者講習会」を本水泳場を拠点にして行っています。また、この講習会に当連盟のスタッフを指導者として参加させ、受講者に初心者指導から4泳法の指導まで幅広い内容を勉強して頂きます。

ひと目でわかるスタッフ紹介

利用者の皆様にもはっきりとわかるように、館内にスタッフの写真と名前を提示し、また職員全員が名札を着けひと目でスタッフとわかるようにし、気軽に声を掛けて頂けるようにしていきます。スタッフユニフォームもわかりやすい色で統一し、安心して利用して頂ける環境作りをしていきます。

運営管理に精通した安定感ある人材の配置

私たちは、館長に当連盟常務理事を配置し、副館長には水泳コーチ歴25年以上・東山水泳場に15年以上勤務した体育施設管理士の資格を有した職員とし、他のスタッフも全員、プール管理者に必要な資格を有しており、安心安全な管理運営を行います。

利用者に対する心のバリアフリー

利用者が心地よく施設を使える雰囲気を作ることがこれが何よりの安全対策と考えます。そこで健康な体・健康な心をつくるために職員ができることは第一に挨拶と考えます。挨拶を交わすことで、利用者との垣根がなくなり訪れやすい施設となります。さらに利用者の本音を聞くことによりサービスに反映できよりきめ細かな安全対策を講じることが可能となります。

不審者対応のための「こどもかけこみ110番」への登録

全国的に不審者の出没が頻発しています。本水泳場は不審者の被害に合う前に逃げ込むことができるよう、児童の安全な登下校や安全な放課後の時間を保障するために「こどもかけこみ110番」に申請・登録し、鳥取県の防犯教育に協力していきます。

駐車禁止のための三角コーナの設置

本水泳場の前の道路は大会になると常に車で一杯になってしまいます。そこで米子市中学校体育連盟と連携し路上駐車をさせないために赤の三角コーンを100個購入し、路上に置いて駐車違反を防ぐとともに他の人々の通行の邪魔にならないように努めていきます。

外国語での案内板

本水泳場を利用される方々には、英語・ハングル語などの母国語でしか喋れない方もおられます。その方々に不便をかけないようにそれぞれの母国語の案内板を用意していきます。

意見箱・感謝の箱の設置

今までの意見箱では、ややもするとマイナスイメージの意見が多くなりがちであります。そこで施設全体の良かった所・評価してもらえる所を書いて頂く感謝の箱を意見箱とともに設置していきます。改善する所を直してだけでなく、よかった所をもっと伸ばしていく施設作りを行います。

樹木等の景観美化の徹底

樹木の世話は日々の日常の手入れが欠かせません。日常の手入れをしっかりと行い、年に4回以上の大掛かりな草刈をすることで敷地内の樹木等植物の管理・美化をしています。

適正な敷地内の清掃

管理者としては当たり前のことですが、午前・午後と1日2回の施設巡回をする中で、利用者からは目の届きにくい場所の清掃も行い、利用者の方々・本水泳場以外の公園利用者にも不快感を与えない快適できれいな環境づくりをしています。

泳法分析会の開催

一般の水泳愛好家の希望者を公募し当連盟が所有している水中カメラ（日本代表も使用している高度な物）を使い「泳法分析会」を開催します。「どの部分がロスになっているのか?」「どこをどう直せばよいのか」「どのような練習が有効か」を的確にアドバイスしていきます。

子ども達の活躍の応援

本水泳場では年間多くの水泳大会が開催されます。その活躍は新聞等にも掲載されます。新聞記事等を館内に掲示して、子ども達の活躍を応援します。

管理者を明確にするための看板

本水泳場を管理しているのはこの団体なのかを利用して頂く皆様に明確にはっきりと大きく提示し信頼される運営に努めます。

水泳の普及発展・県民の健康増進の手助け

水泳競技及び健康・体力づくり活動の拠点として、多くの県民や地元競技者に気持ちよく活用されるような環境づくりをしています。また、各学年PTA行事や、各公民館の子ども会活動の行事に当施設を提供し、子ども達に水と親しんでいただけるよう努めています。

県内小中学校との連携（放課後水泳・部活動）

当連盟常務理事である館長が積極的に小中学校に声を掛けていき、中学校の職場体験・小学校の社会科見学などの校外学習を積極的に受け入れていきます。そして本水泳場の持っている目的を児童・生徒に啓発していきます。

県内小中学校との連携（放課後水泳・部活動）

小学校の放課後水泳での指導、中学校の部活動での指導など初心者指導から高度な指導等の様々な知識を求めている先生方に当連盟の職員が提供していきます。また直接アドバイスもしていきます。

水泳大会のプログラム作り等、事前準備を含めた大会開催の手助け

水泳大会でのプログラム作りなど事前準備はとてみたいへんな作業です。当連盟は何十年にも及ぶ大会開催の経験があり、プログラム編成専用のパソコンソフトも持っています。各種団体の大会、各学校の大会などあらゆる水泳大会の開催に向けた準備に協力していきます。

大会にふさわしい最高のコンディショニング維持

私たちは、大会設備・器具の使用方法を十分に把握しており、大会運営に必要とされる専用パソコンソフトも6台所有しています。（現在のルールでは当連盟所有のソフトがないと公認記録として認められません。）選手・関係者の方々に満足して頂け好記録の出る大会にできるよう最高のコンディショニングに整えます。

適正な設備・器具等の維持管理

当水泳場に常備されている設備・器具は競泳大会開催の必需品など特殊な設備・器具が多くあり、実際に大会などで使用し熟知している関係者でないと不備等はわかりにくいものです。私たち職員は、実際にこの設備・器具を大会ごとに使用していますので不備・異変を速やかに早めの対応で管理していきます。

水泳教室の充実

本水泳場の指導者は、日本水泳連盟の有資格者であり、長年の経験と指導実績により安心安全な楽しい水泳教室を展開していきます。

トライアスロンのトレーニングの環境整備

シドニーオリンピックに出場された小原工氏と協力して練習会やジュニア育成活動を行い、トライアスロン教室を開催します。

フィンスイミング教室の開催

鳥取県在住でフィンスイミング世界選手権代表の増田恒幸氏と協力してフィンスイミング教室を開催します。従来の競泳・水球・飛び込みだけでなく、新しい競技も提供しフィンスイミングの魅力を味わわせ、水泳競技を通しての児童の健全育成に努めています。

皆生ライフセービングクラブと連携しての安全水泳教室の開催

皆生ライフセービングクラブと連携し児童・生徒を対象として、服を着たまま水に入る「着衣泳体験教室」を実施し、水の事故から自分の命を守る知識や技術を習得してもらいます。

(4) 自動販売機の設置について

現在当施設では、利用者の利便に寄与するために清涼飲料水の自動販売機を屋内管理棟に2台、屋外プール入口に1台、アイスの自動販売機を受付横に1台設置している。

(アルコール類、たばこ、青少年に有害な書籍、玩具等、ゲーム機は設置しない。)

(5) 使用者・利用者に対するサービス向上策

本水泳場の設置目的である「水泳競技の競技力の向上及び指導者の養成、県民の健康増進、スポーツの振興」を確実なものにするには、周辺地域や関係団体との緊密な連携体制の構築は不可欠であると考えており、更なる体制強化に向けて総力を挙げて取組むよう努める。

ア) 鳥取県及び近隣市町村等との緊密な連携を強化していく。

鳥取県内のスポーツ・健康部局との連携を強化し、施設利用を核とした県民の健康・スポーツ施策についての相乗効果を高めるための協働体制を強化する。

鳥取県内の他の公共・民間体育・スポーツ施設やスポーツクラブとの共存・共栄を図るための調整・プロモーション活動を強化する。

イ) 周辺地域・関係団体との連携を進める。

周辺住民の健康増進や地域活性化に向けた積極的な取り組みを推進し、スポーツ教室等自主事業の拡充、利用者懇談会開催、地域ボランティアの登用等を通じて、住民とのふれあい・コミュニケーション・交流の場としての活用に努める。

その他の関係団体とは、健康・スポーツ団体等への運営支援、情報交流機会の拡充、レクリエーションイベント開催、祭事・清掃・環境保全等の地域行事への参画、リサイクルフェア・展示会開催、子どもの肥満対策など多角的な連携を図っていく。

地域の人々の健康づくり・福利厚生の場としての提供にも努める。

ウ) 当連盟加盟団体・県外水泳連盟との連携を強化する。

県水連の加盟団体（登録団体122、小体連、中体連、高体連、鳥取県障がい者水泳協会等）に対して、各種スポーツ教室や研修会・講習会への指導者の派遣等をするとともに、各団体の動員力や機関誌等の広報力を有効活用することで、競技力向上と指導者養成の場としての協力、利用者増加への方策など協力体制を構築する。

エ) 地域への経済的な波及効果を高める。

連盟の施設運営によって、経済的波及効果と社会的波及効果の2つを高めることができると考えており、地産地消型経営手法により、スタッフの県内からの雇用、県内事業者への業務委託、県内事業者からの備品・消耗品等の調達を基本とし、循環型経済効果発生に努める。

オ) 地域への社会的波及効果を高める。

本水泳場が生み出す付加価値として金銭では換算できない社会的な効果発生を重視し、その最大化を目指して多角的な方策に取り組む。

施設知名度向上のための各種イベントやメディア露出機会の拡充、マスコミ・インターネット等のメディアミックス（戦略的広報）による媒体効果の活用、県民のスポーツ習慣・健康づくり習慣の定着、環境保全行動・地域活動参加率の向上に向けた啓発活動、生活習慣病対策・介護予防事業を通じた医療費・介護費等の削減に努める。

カ) 利用団体との連携強化を行う。

本水泳場においては、主催者の要望の如何を問わず、大会の円滑な運営、競技スポーツの振興のためにサポートしていく。

キ) 公平にかつ公正な貸出のありかた

公の施設としての基本原則である平等利用の確保を指定管理者として規則に従って決定していく。

また、情報提供や事業展開についても十分な配慮と対策を講じることで、誰もが平等に利用できるよう努める。

- ① 公の施設として平等利用を厳格に守る。
- ② 誰もが気持ちよく利用できる施設環境の向上に努める。
- ③ 利用者にやさしいユニバーサルなサービスを提供する。
- ④ 利用調整会議を開催する。

ク) 誰もが利用しやすい施設づくり

利用しやすい施設にするためユニバーサルデザイン化を進め、障がい者・高齢者にやさしい施設づくりと運営を目指す。

3 利用者の要望の把握及びその対応方針

利用者の声をより多く収集し、運営に反映する。

(1) 「意見箱」の設置

直接スタッフに申し出がない意見も、個人を特定せずに伺うことができる「一言ボックス」を設置する。

(2) アンケートの実施

セルフモニタリングとして、アンケート調査による意見収集を実施し、分析・評価し以後の事業計画の参考にする。

4 外部委託について

下記の業務については、コスト的・技術的にも効果があると考えため外部委託するとともに、業者も施設管理の一員であるという認識の下、一体となった管理を行う。

業 務 名	業 務 内 容 委 託 業 者
空調機・ボイラー保守点検	ボイラーを正常に運転させるための点検 (株) 米子ガス産業
清掃作業	衛生環境確保に基づき清潔な確保のための清掃 (公財) 米子広域シルバー人材センター
消防設備保守点検	消防法に基づき、利用者の安全を守るための設備保守 (株) 吉備総合電設
浄化槽保守点検	浄化槽を正常に管理するための保守点検 (有) 米子清掃

循環ろ過機保守点検	ろ過機を正常に運転させ、ろ過能力を保つための点検 (株) 石田コーポレーション米子支店
電気系統の保守	電気系統を正常に動かすための保守 米子市契約
夜間・休日警備	休日及び夜間の警備業務 (株) 北陽警備保障

5 料金設定

(1) 開館時間と設定内容

- ① 利用時間は、設備の初期点検の必要性等から原則現行どおり 10 時から 20 時とし、下記屋外プールについては夏休み期間中 18 : 00 まで延長する。
- ② 管理上や大会開催等のため特に必要がある場合は、臨時的に開館時間を早くする。

	営業時間
屋内 2.5m プール	10:00 ~ 20:00
屋外 5.0m プール (6 月 15 日 ~ 9 月 15 日)	10:00 ~ 17:00

(2) 休館日と設定内容

プールにおいては水質保全のため、現行どおり毎週水曜日及び年末年始 (12/29 ~ 1/3) を休館日とする。

鳥取県民の日 (9 月 12 日) が水曜日にあたる場合は開館する。

※管理上や大会開催等のため特に必要がある場合は、臨時的に開館若しくは休館することがある。

(3) 利用料金（消費税込）（旧料金） 9月30日まで

（新料金） 10月1日より

			税抜き	旧料金	新料金
個人利用	一般	1回につき	500	540	550
	学生	1回につき	300	320	330
	小中学生	1回につき	200	220	220
	幼児	1回につき	100	110	110
専用利用	1コース	1時間につき	2,000	2,160	2,200
	全コース	1回につき	40,000	43,200	44,000
団体利用 (20人以上)	一般	1回につき	300	320	330
	学生	1回につき	200	220	220
	小中学生	1回につき	110	110	110
	幼児	1回につき	50	50	50
飛込プール専用利用		1日につき	14,400	15,550	15,840
回数券	一般	12枚綴り	5,000	5,400	5,500
	学生	12枚綴り	3,000	3,240	3,300
	小中学生	12枚綴り	2,000	2,160	2,200
	幼児	12枚綴り	1,000	1,080	1,100
会議室		午前	300	320	330
		午後	600	640	660
		夜間	450	480	490

(4) 利用料金の減免について

鳥取県営東山水泳場の利用料減免の取扱要領に準じて減免措置を行う。

ア) 鳥取県営東山水泳場の利用料減免の取扱要領

減 免 事 由	減免率
1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第55条第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体が、幼児、児童、生徒又は学生が参加する運動会、競技会等のスポーツ行事（学年単位以上の規模で行うもので、入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。）のために利用するとき。（県内のものに限る。）	
ア 学校教育法第1条に規定する学校が利用するとき。	10/10
イ 学校教育法第124条に規定する専修学校が利用するとき。	10/10
ウ 学校教育法第55条第1項の規定により指定された技能教育のための施設が利用するとき。	10/10

エ	児童福祉法第39条第1項に規定する保育所が利用するとき。	10/10
オ	教育に関する活動を行う団体であって次の(ア)～(ウ)に該当するものが利用するとき。	
	(ア) 小学校体育連盟(市町村単位以上のものに限る。)	10/10
	(イ) 中学校体育連盟(市町村単位以上のものに限る。)	10/10
	(ウ) 高等学校体育連盟(市町村単位以上のものに限る。)	10/10
カ	中学校の水泳部の部活動の為に利用する時	10/10
2	小学校体育連盟、中学校体育連盟又は高等学校体育連盟が行う講習会等(入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。)のために利用するとき。	
	ア 全県の生徒を対象とする場合	10/10
	イ 郡市単位以上の生徒を対象とする場合	1/2
3	障がい者等及び介護者が当該障がい者等の健康の保持及び増進を図るためにプールを利用するとき。	
	ア 身体障害者手帳の交付を受けた者が一般利用の方法で利用するとき。	10/10
	イ 療育手帳の交付を受けた者が一般利用の方法で利用するとき。	10/10
	ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が一般利用の方法で利用するとき。	10/10
エ	障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者が一般利用の方法で利用するとき。	10/10
オ	心身に障がい有する者で、次の(ア)～(ウ)に該当するものが一般利用の方法で利用するとき。	10/10
	(ア) 児童相談所長又は知的障害者更生相談所長が知的障がい者(児)として判定し、証明書を交付した者	10/10
	(イ) 児童相談所長が、自閉症を主たる症状とする児童について、病院に収容することを要しないとして、証明書を交付した者	10/10
	(ウ) 小学校長又は中学校長が、「教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育措置について」(昭和53年10月6日付文初特第309号文部省初等中等教育局長通達)の第1の8に規定する児童又は生徒として認め、証明書を交付した者(知的がい害、病弱等に伴って情緒障がい有する者)	10/10
カ	特定医療費(指定難病)医療受給者証の交付を受けた者が一般利用の方法で利用するとき。	10/10
キ	ア～カの介護者(障がい者等1名につき介護者2名)が一般利用するとき。	
ク	障がい者等及びその介護者(障がい者等1名につき介護者2名)が社会参加を目的とし、専用利用の方法で利用するとき。	
	(ア) 利用者のうち、1/2以上が障がい者等及びその介護者の場合	10/10
	(イ) 利用者のうち、1/2未満が障がい者等及びその介護者の場合	1/2
4	幼児、児童、生徒又は学生が県営東山水泳場のトレーニングホールの専用利用(利用しようとする日(当該利用が2日以上にわたる場合は、その初日。以下「利用日」という。))の6日前から利用日までの間における申込みに係るものに限る。)をするとき。(全体の利用者に占める県内の生徒等の人数の割合が2分の1以上であるものに限る。)	10/10
5	70歳以上の者が利用するとき。	10/10
	ア 70歳以上の者が一般利用するとき。	
	イ 70歳以上の者が社会参加を目的として、専用利用の方法で利用するとき。	
	(ア) 利用者のうち1/2以上が70歳以上の者の場合	10/10
	(イ) 利用者のうち1/2未満が70歳以上の者の場合	1/2
6	鳥取県又は米子市が主催する大会で利用するとき。	10/10
	(ア) 県民スポーツレクリエーション祭	

(イ) 県民スポーツレクリエーション祭米子市予選会	
(ウ) わかとり記念水泳大会	
7 要介護者等及びその介護者が利用するとき。	
ア 要介護者等及びその介護者（要介護者等 1 名につき介護者 2 名）が一般利用の方法で利用するとき。	10 / 10
イ 要介護者等及びその介護者（要介護者等 1 名につき介護者 2 名）が社会参加を目的とし、専用利用の方法で利用するとき。	
(ア) 利用者のうち、1 / 2 以上が要介護者等の場合	10 / 10
(イ) 利用者のうち、1 / 2 未満が要介護者等の場合	1 / 2
8 鳥取県の国民体育大会に出場する水泳競技選手団が強化合宿として、専用利用の方法で利用するとき。	10 / 10
9 一般財団法人鳥取県水泳連盟が指定する強化指定選手が競技力向上を目的として、個人利用の方法で利用するとき。	10 / 10
10 その他スポーツの振興を図るため指定管理者が特に必要があると認めたとき。鳥取県が水泳の振興を図るために利用するとき。	10 / 10
11 公的団体が人命救助訓練として、専用利用の方法で利用するとき。	10 / 10
12 1 により利用する場合は施設使用料の他に設備使用料及び冷暖若しくは暖房をしたとき、又は照明をしたときに加算すべき料金についても減免する。	

(5) 利用の許可について

体育施設条例 9 条の規定・10 条の規定またはその他の規定に基づき、行為の制限、適正な管理に必要な利用者への措置命令、施設からの退去命令、利用許可の取り消し、利用料金の徴収及び利用料金の減免を行い、安心して利用して頂けるように努める。

ア) 体育施設条例第 7 条の規定に基づき、次のいずれかに該当する場合を除き東山水泳場の利用の許可を行う。

- a 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- b 東山水泳場の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- c 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- d a から c までは掲げる場合のほか、東山水泳場の管理上支障があるものとして、知事が別に定める場合に該当するとき。なお、c に該当する利用でないことを確認するため、県に照会することができる。この場合、県は、該当の有無について、鳥取県警察本部に照会を行う。

6 事故・事件の防止措置と緊急時の対応について

(1) 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止（防災）対策

・利用者や地域住民とのコミュニケーションを図り、情報を入手する〈聞く〉、目を配